

【重要】「令和4年度以降の教職課程について」

令和3年8月改正の教育職員免許法施行規則の施行に伴い、各科目に含める必要事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」が「教育の方法及び技術」に変更され、令和4年度以降、新たに事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が加わりました。

本改正を受け、本学の教職課程においては、令和4年度より「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に対応した授業科目を開設しております。

この改正により、令和3年度以前入学者が現在在学中の課程を卒業（修了）するまでに「教育方法論（旧課程：教育方法論Ⅰ）」および「教育技術論（旧課程：教育技術論Ⅰ）」各1単位を修得していない場合は、卒業（修了）後に他の科目も含め不足分の単位を修得し免許状を取得しようとする際、「教育方法論」「教育情報通信技術論」2科目の履修が求められます（本学で科目等履修する場合）。在学中に「教育方法論」の単位を修得済みの場合でも、「教育技術論」の単位を未修得の状態です卒業（修了）した場合は、「教育方法論」も履修し直す必要があります。これは、学部卒業後直ちに北海道大学大学院に進学した場合であっても例外ではありません。

そのため、現在在学中の令和3年度以前入学者で卒業（修了）までに免許状取得に必要な単位を修得しきれない学生は、少なくとも「教育方法論」「教育技術論」の2科目については、卒業（修了）までに両方とも修得できるよう計画的に履修を進めることが望まれます。

各学生は以下について確認のうえ、不明な点がある場合は、教育学部教務担当まで問い合わせてください。

【経過措置】※令和3年度以前入学者で令和4年4月1日以降も引き続き在学している場合

- A. 令和4年3月31日時点で「教育方法論（旧課程：教育方法論Ⅰ）」および「教育技術論（旧課程：教育技術論Ⅰ）」各1単位を修得済みの場合
- B. 現在在学している学部・大学院の卒業（修了）までに、「教育方法論（旧課程：教育方法論Ⅰ）」および「教育技術論（旧課程：教育技術論Ⅰ）」両方の単位を修得できる見込みの場合

⇒A・Bいずれかに該当する場合は、改正後の「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすため、新たに履修を要する科目は無い。

令和4年5月10日
教 職 課 程 委 員 会